

防災行政無線で音楽放送を行います

▶問い合わせ 総務グループ
(☎05 1130)

市は、市民の皆さんに防災行政無線（屋外スピーカー）による放送範囲を把握していただくとともに、機器の日常点検のため、4月9日(月)から13日(金)まで試験放送を実施しました。

この放送に関する市民の皆さんの意見などを踏まえ、放送時間や音量、音質などを変更し、改めて試験放送を実施します。

▶試験放送期間

6月11日(月)～8月10日(金)

▶放送時刻・内容

- ①7時ごろ…椰子の実
- ②12時ごろ…いい湯だな
- ③17時ごろ…夕焼け小焼け

※災害発生時など、音楽の放送を行わない場合があります。

- ・山岳遭難を未然に防止するため、次の点に注意しましょう。
- ・自分の体力と技量にあった山を選び、ゆとりある計画と十分な装備で安全な登山を心掛ける
- ・登山計画書を作成し、家族や職場のほか、最寄りの警察署や交番、駐在所にも提出する
- ・経験豊富なリーダーのもと、複数人での登山に努め、単独登山は控える
- ・ヒグマとの遭遇を避けるため、あらかじめヒグマの出没情報を確認するほか、人の存在を知らせるため音を出しながら

夏山遭難の防止

歩く

- ・遭難したときのために、携帯電話などの通信手段を携帯する

問い合わせ 室蘭警察署地域課

企画係 (☎011-0110)

データヘルス計画を送付します

国民健康保険の加入者へ

市は、国民健康保険に加入している方の健康の保持・増進のため、加入者の健康情報の分析と市の保健事業について掲載している『データヘルス計画』（ダイジェスト版）を送付しますのでご利用ください。

送付時期 6月の国民健康保険

税納税通知書に同封

問い合わせ 国民健康保険G
(☎05 1771)

外国人労働者問題啓発月間

6月は『外国人労働者問題啓発月間』です。

外国人は次の点を守って適正に雇用しましょう。

- ・就労が認められるか、在留資格を確認
- ・雇用や離職時のハローワークへの届け出
- ・社会保険などの加入

問い合わせ ハローワーク室蘭
(☎022 8689)、室蘭労働基準監督署 (☎023 6131)

電波利用環境保護周知啓発強化期間

6月1日(金)から10日(日)までは『電波利用環境保護周知啓発強化期間』です。

総務省北海道総合通信局では、電波の監視を実施し、不法無線局対策を実施します。

電波に関する困り事や相談は、問い合わせください。

問い合わせ 総務省北海道総合通信局 (☎011-737-1009)

水道料金の改定について

～住民説明会と第2回水道事業運営審議会の開催結果をお知らせします～

開催結果の詳細については、市公式ウェブサイトに掲載しています



審議会



住民説明会

市は、現在水道料金の改定を検討しており、これまで、水道料金の改定案や改定の必要性を審議するために設置された『水道事業運営審議会』を開催してきました。

このたび、4月20日から24日までに、市内3カ所で、現時点における市の考え方をお知らせするための住民説明会を開催したほか、4月27日には、第2回水道事業運営審議会を開催しましたので、その中で出された主な意見をお知らせします。

今後は、住民説明会での市民の皆さんの声や審議会からの意見を参考に、市の方針を決定します。開催結果については、広報のほりべつや市公式ウェブサイトでお知らせしていきます。

▶問い合わせ 水道グループ (☎05 5501)

住民説明会での主な意見

- 水道施設の老朽化や給水人口の減少で、料金収入が少なくなることは理解できるが、未収金があるのであれば、その対策をしっかりと行ってほしい。
- 20%程度の料金改定はやむを得ない。
- 事業運営ができなくなるのであれば、その不足分は市が税金を投入すべき。

審議会での主な意見

- 最小限の経費で市民負担を抑えるような施設運営が必要。
- 施設の現状を考えると、料金改定はやむを得ない。
- 水道事業の現状を市民の皆さんに伝える機会を確保することが必要。